猪名川町特殊詐欺等被害防止対策事業補助金交付要綱

令和２年３月２７日

要　綱　第 １２ 号

改正　令和３年７月１日要綱第６５号

改正　令和４年４月１日要綱第５８号

（趣旨）

第１条　この要綱は、電話を用いて高齢者に対し、違法又は不当に財物を交付させる手法による被害（以下「特殊詐欺等被害」という。）の防止を図るため、特殊詐欺等被害を未然に防ぐための機器の購入に要する費用について、予算の範囲内において猪名川町特殊詐欺等被害防止対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、猪名川町補助金等交付要綱（昭和４９年要綱第４号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（補助対象者）

第２条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

　⑴　本町の住民基本台帳に記載されており、かつ居住していること。

　⑵　第６条の交付申請時において、申請者が満６５歳以上であること。

　⑶　補助対象者及び補助対象者と同一世帯に属する者に町税の滞納がないこと。

２　前項に定めるもののほか、町長が補助金を交付することに特別な事情があると認めた場合は、補助対象者とする。

（補助対象機器）

第３条　補助金の交付の対象となる機器（以下「補助対象機器」という。）は、特殊詐欺等被害を未然に防ぐことを目的に製造された固定電話機又は固定電話機に接続して用いる機器であって、着信前自動警告及び自動録音機能を有するものをいう。

　（補助対象経費）

第４条　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象機器に係る購入費及びその設置に直接要する費用（付随するサービスの加入及び利用に要する費用等は除く。）の合計額とする。

２　前条に規定する補助対象機器は、１世帯につき１台に限るものとする。

　（補助金の額）

第５条　補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の額とし、８，０００円を限度とする。ただし、１００円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。

　（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「交付申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

　⑴　購入しようとする補助対象機器の見積書の写し

　⑵　購入しようとする補助対象機器の機能が記載されているカタログ等の写し

　⑶　その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第７条　町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第２号）により交付申請者に通知するものとする。

２　町長は、補助金の交付が不適当である旨の通知を行うときは、理由を付して、補助金不交付決定通知書（様式第３号）により交付申請者に通知するものとする。

３　町長は、補助金の交付申請が到達してから３０日以内に当該申請に係る補助金の交付決定または不交付決定を交付申請者に通知するものとする。

　（補助金の交付決定額の変更）

第８条　交付申請者は、前条第１項の規定により通知された金額の変更を受けようとするときは、補助金変更交付申請書（様式第４号）を変更することに決まった後、速やかに提出しなければならない。

２　町長は、前項の申請があったときは、前条第１項及び第２項の規定に準じ決定を行い、その旨を補助金変更交付決定通知書（様式第５号）により交付申請者に通知するものとする。

　（実績報告）

第９条　第７条第１項の規定による補助金の交付決定を受けた交付申請者は、補助対象機器の購入設置後、速やかに補助金実績報告書（様式第６号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

　⑴　補助対象機器の購入設置に係る領収書の写し（購入設置店舗名、金額、購入日、商品名が分かるもの）

　⑵　その他町長が必要と認める書類

　（補助金の額の確定）

第１０条　町長は、前条の規定による補助金実績報告書の提出があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第７号）により交付申請者に通知するものとする。

　（補助金の交付請求）

第１１条　前条の規定により通知を受けた交付申請者は、補助金交付請求書（様式第８号）により、補助金の交付を町長に請求するものとする。

２　町長は、前項の規定に基づく請求があったときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し)

第１２条　町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該交付決定を取り消すことができる。

　⑴　この要綱の規定に違反したとき。

⑵　虚偽又は不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

　⑶　第７条第３項の規定による交付決定の日又は第１０条の規定による確定通知の日において、第２条で定める補助対象者に該当しなくなったことが判明したとき。

　⑷　前３号に掲げる場合のほか、町長が補助金の交付が不適当であると認める事情があるとき。

２　町長は、前項の規定による取消しの決定を行った場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第９号）により交付申請者に通知するものとする。

　（補助金の返還）

第１３条　町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

　（譲渡等の禁止）

第１４条　補助金の交付を受けて購入した補助対象機器を使用する者は、補助対象機器を購入した日の翌日から起算して６年を経過するまでの間、補助対象機器を第三者に譲渡し、又は貸与してはならない。ただし、町長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

（調査への協力）

第１５条　補助金の交付を受けた者は、町長が補助対象機器の使用状況等について調査を行う場合はこれに協力しなければならない。

（補則）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別

に定める。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行し、同日以後に購入及び設置する補助対象機器について適用する。

附　則（令和３年７月１日要綱第65号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附　則（令和４年４月１日要綱第58号）

　（施行期日）

１　この要綱は、公布の日から施行する。

　（補助金の額の特例）

２　令和４年４月１日から令和５年２月２８日までの間に対象機器を購入かつ補助金の交付まで行うことができる場合に限り、第５条に規定する額に関わらず、固定電話機の購入時は１２，０００円、固定電話機に接続する機器の購入時は１０，０００円を限度とする。

様式第１号（第６条関係）

補助金交付申請書

　　年　　月　　日

猪名川町長　様

申請者　住　　所

氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　生年月日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　次のとおり猪名川町特殊詐欺等被害防止対策事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

　なお、申請についての審査に伴い、私及び同一世帯の者に係る住民基本台帳並びに町税の納入状況を確認されることを承諾します。

記

１．世帯構成

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 世帯主氏名 |  | 年齢 | 才 |
| 氏　名 |  | 年齢 | 才 |
| 氏　名 |  | 年齢 | 才 |

２．購入予定機器の内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 製　造　者 | 商　品　名 | 型　番　等 | 購入予定価格 |
|  |  |  | 円 |

３．補助金交付申請額

　　　　　　　金　　　　　　　　　　　　　円

４．添付書類

・補助対象機器の見積書の写し

・補助対象機器の機能が記載されているカタログ等の写し

・その他町長が必要と認める書類

様式第２号（第７条関係）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　猪名川町長

補助金交付決定通知書

　　　　年　　月　　日付で申請のあった猪名川町特殊詐欺等被害防止対策事業補助金について、下記のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

記

補助金交付決定額　　　金　　　　　　　　　　　　　円

様式第３号（第７条関係）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　猪名川町長

補助金不交付決定通知書

　　　　年　　月　　日付で申請のあった猪名川町特殊詐欺等被害防止対策事業補助金について、下記のとおり補助金の不交付を決定したので通知します。

記

　・不交付の理由

様式第４号（第８条関係）

補助金変更交付申請書

　　年　　月　　日

猪名川町長　様

申請者　住　　所

氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　年　　月　　日付第　　号において、補助金交付決定通知のあった猪名川町特殊詐欺等被害防止対策事業補助金について、金額の変更があったので、下記のとおり変更申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 交付決定額 | 　　金　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 変更交付申請額 | 　　金　　　　　　　　　　　　　　　　円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 変更の理由 |  |

・購入機器の変更があれば記入ください

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 製　造　者 | 商　品　名 | 型　番　等 | 購入予定価格 |
|  |  |  | 円 |

【添付書類】

・補助対象機器の金額変更後の見積書の写し

・補助対象機器の機能が記載されているカタログ等の写し（機器の変更がある場合）

・その他町長が必要と認める書類

様式第５号（第８条関係）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　猪名川町長

補助金変更交付決定通知書

　　　　年　　月　　日付で変更申請のあった猪名川町特殊詐欺等被害防止対策事業補助金について、下記のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

記

補助金変更交付決定額　　　金　　　　　　　　　　　　　円

様式第６号（第９条関係）

補助金実績報告書

　　年　　月　　日

猪名川町長　様

申請者　住　　所

氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　年　　月　　日付第　　号で交付決定のあった猪名川町特殊詐欺等被害防止対策事業補助金について、補助対象機器の購入及び設置が完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

１．機器の設置先

|  |  |
| --- | --- |
| 住　　所 | 猪名川町 |
| 世 帯 主 |  |
| 電話番号 |  |

２．購入した機器の内容及び設置費用

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 購入機器 | 製　造　者 |  |
| 商　品　名 |  |
| 型　番　等 |  |
| 購入金額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 購 入 日 | 　　　　年　　月　　日 |

【添付書類】・補助対象機器の購入設置に係る領収書の写し

 （購入設置店舗名、金額、購入日、商品名が分かるもの）

様式第７号（第１０条関係）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　猪名川町長

補助金確定通知書

　　　　年　　月　　日付で実績報告のあった猪名川町特殊詐欺等被害防止対策事業補助金について、下記のとおり補助金を確定したので通知します。

記

補助金確定額　　　金　　　　　　　　　　　　　円

様式第８号（第１１条関係）

補助金交付請求書

　　年　　月　　日

猪名川町長　様

申請者　住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　年　　月　　日付第　　号で交付決定のあった猪名川町特殊詐欺等被害防止対策事業補助金を下記のとおり請求します。

記

　　　　　　請求額　　　金　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　下記の口座へ振込みを依頼します。　（注）申請者本人の名義の口座でお願いします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 支店名 |  |
| 口座番号 |  | 預金種類 | □普通　□当座　 |
| フリガナ | 　　　　　　　　　　　　 |
| 口座名義（漢字） |  |

様式第９号（第１２条関係）

補助金交付決定取消通知書

第　　　　　号

　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

猪名川町長

　　　　年　　月　　日付で申請のあった猪名川町特殊詐欺等被害防止対策事業補助金については、下記のとおり決定したので通知します。

記

１　補助金交付決定額　　　　　　　　円を取り消す。

２　取消しの理由